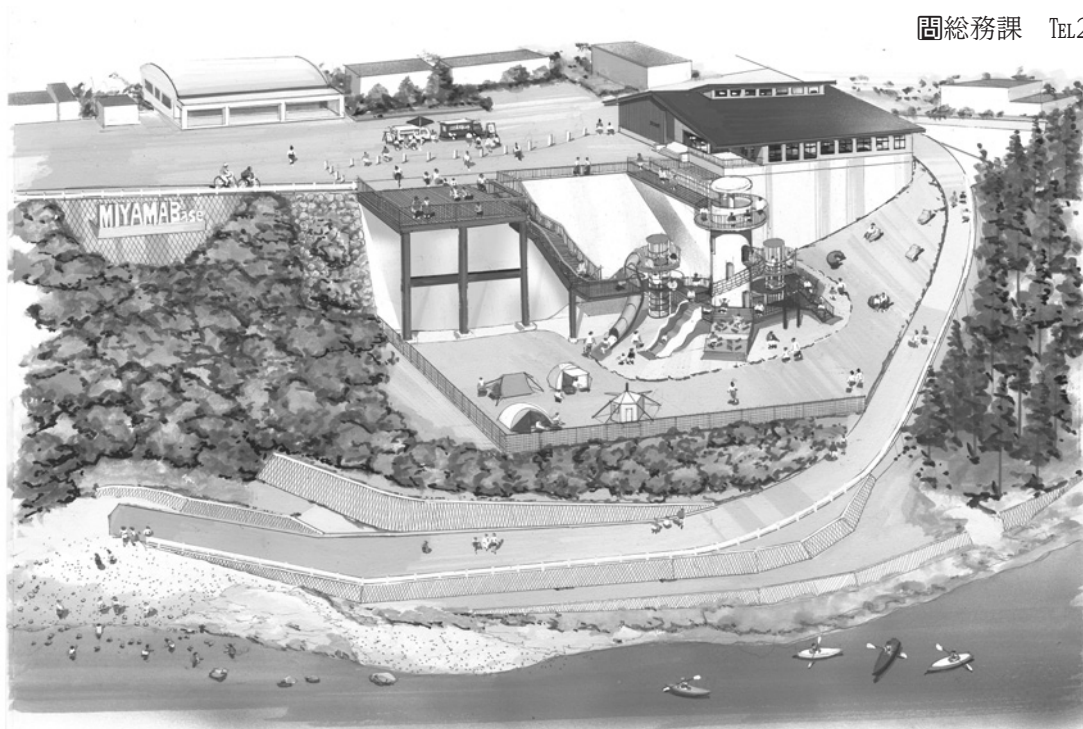


# 北部地域拠点整備事業のお知らせ

閩総務課 TEL22-6820



市では、美山支所、美山山村開発センターの老朽化による美山支所の改築事業を機に、美山支所を中心とした北部地域の新しい拠点になるよう、清流のロケーションを生かしたにぎわいを創出するために北部地域拠点整備事業を実施しています。

新しい美山支所は木造平屋建てで、地域の皆さんが憩いの場として使用できる談話室などを設けた(仮称)美山コミュニティセンター内に設置します。

※図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。



## 4月3日から美山支所を移転します

美山支所は、北部地域拠点整備事業による解体工事のため、令和5年4月3日からみやまジョイフル倶楽部内に移転します。期間は、(仮称)美山コミュニティセンター完成までの予定です。

閩総務課 TEL22-6820

- ▶ **移転先住所** みやまジョイフル倶楽部内(山県市笹賀197番地)※旧北武芸小学校
- ▶ **移転先電話番号** TEL55-3111
- ▶ **期間** 令和5年4月3日(月)から(仮称)美山コミュニティセンター完成まで(令和7年4月頃を予定)
- ▶ **アクセス**
  - ・ 岐北線・岐阜板取線を利用する場合 北武芸公民館バス停から徒歩5分
  - ・ 神崎山県B T線を利用する場合 みやまジョイフル倶楽部前バス停下車すぐ

### 美山支所からのお知らせ

美山支所では機器移設に伴い、令和5年3月27日(月)から令和5年3月31日(金)の期間は、戸籍や納税に関する各種証明などの発行ができません。山県市役所、伊自良支所(伊自良コミュニティセンター内)、西武芸出張所で取り扱います。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

# あなたの個人情報を守る 本人通知制度をご存じですか

本人通知制度は、制度に事前登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などが、本人の代理人や第三者に交付されたときに、交付されたことを本人宛てに通知するものです。  
住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐほか、制度の周知によって委任状偽造や不正な身元調査などの未然防止につながります。

岡市民環境課 Tel.22-6829

☎1670

## 本人通知制度の概要



## 登録できる人

市内に住民登録している人、本籍のある人

## 登録方法

本人通知制度登録申込書に、必要事項を記入し提出してください。※登録は義務ではありません。  
申込用紙は市民環境課にある他、市HPからダウンロードできます。

## 登録期間

登録した日から3年間 ※引き続き登録を希望する場合は、更新手続きが必要です。

## 通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(本籍および筆頭者の記載のあるもの)
- ・住民票の記載事項証明書(本籍および筆頭者の記載のあるもの)
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍謄抄本(全部記載事項証明、一部記載事項証明)
- ・戸籍の記載事項証明

※それぞれ除票または除籍などを含みます。

## 通知の対象外

- ・本人、同一世帯員からの住民票の写し(附票を含む)の請求および住民票記載事項証明書の請求
- ・本人、同一戸籍に記載されている人および直系尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求
- ・本籍および筆頭者の記載を省略した住民票および住民票の記載事項証明書の請求
- ・弁護士や司法書士などの特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理および遺言状の作成、保全処分などの代理業務に使用するための請求
- ・国または地方公共団体の機関からの請求

## 登録に必要な書類

登録する人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カードなど顔写真付きのもの)

## 登録の変更、廃止

登録者の氏名、通知先の住所などが変更になった場合、市内の変更であっても変更の届け出が必要になります。変更の届け出がない場合、登録が廃止になることがありますので注意してください。